

箇所	修正前	修正後	修正概要
震災編 (総則) 第1節	1 計画の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「 <u>災対法</u> 」という。）第42条の規定により、小矢部市防災会議が、小矢部市に係る防災に関し、市及び関係機関が処理すべき事務又は業務について、総合的な運営を計画したものであり、これを効果的に活用し、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。 (略)	1 計画の目的 この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「 <u>災対法</u> 」という。）第42条及び小矢部市防災基本条例の規定により、小矢部市防災会議が、小矢部市に係る防災に関し、市及び関係機関が処理すべき事務又は業務について、総合的な運営を計画したものであり、これを効果的に活用し、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とする。 (略) さらに、国の防災基本計画や法令等との整合を図り、市単独では対応困難な場合の受援に関する基本的な考え方を整理するとともに、多様性への配慮を行い、誰一人取り残さないよう努めるものとする。	防災基本条例を位置づけ 受援と多様性への配慮を追記
震災編 (総則) 第1節	3 性格 【他の防災計画等との関係】 	3 性格 【他の防災計画等との関係】 	業務継続計画と受援計画が地域防災計画の下位計画であることを明記 地区防災計画を位置づけ

<p>震災編 (総則) 第1節</p>	<p>4 計画の修正 小矢部市防災会議は、地域にかかる社会情勢の変化並びに関連法令の改正及び富山県地域防災計画の修正に応じて、常に実状にあった計画にするため、災害対策基本法第42条の規定により、毎年検討を加えるとともに、必要があると認める場合には <u>これを修正するものとする。</u></p>	<p>4 計画の修正 小矢部市防災会議は、地域にかかる社会情勢の変化並びに関連法令の改正及び富山県地域防災計画の修正に応じて、常に実状にあった計画にするため、災害対策基本法第42条の規定により、毎年検討を加えるとともに、必要があると認める場合には <u>パブリックコメントを経て(ただし、簡易な修正の場合はこの限りでない。)</u>これを修正するものとする。</p>	<p>計画の修正は、原則としてパブリックコメントを経る旨明記</p>
<p>震災編 (総則) 第4節</p>	<p>本計画では、小矢部市の地勢及び気象条件で発生が予想される様々な災害を想定し、各災害<u>に対する</u>災害予防及び応急対策に関する計画の強化を図るものとする。</p>	<p>本計画では、小矢部市の地勢及び気象条件で発生が予想される様々な災害を想定し、各災害<u>及び複合災害</u>に対する災害予防及び応急対策に関する計画の強化を図るものとする。</p>	<p>複合災害について追記</p>
<p>震災編 (総則) 第5節</p>	<p>1 防災関係機関等の責務 (1) 市 ① (略) ② 地域防災拠点施設及びコミュニティ防災拠点施設や住民への確かな情報を伝達するための防災行政無線<u>を</u>計画的に整備する。 ③～⑥ (略) (2) (略) (3) 市民 ① <u>災害時の被害を最小化するため、地域住民と相互に協力するとともに、市及び県が行う防災事業に協力し、市民の生命、身体及び財産の安全の確保に努めるものとする。</u> <u>「自分の身は自分で守る」という自主防災の観点から、家屋の耐震補強や最低3日分の非常食、飲料水等を備蓄するなど、自ら災害に備えるための対策を講ずるとともに、市及び県</u></p>	<p>1 防災関係機関等の責務 (1) 市 ① (略) ② 地域防災拠点施設及びコミュニティ防災拠点施設や住民への確かな情報を伝達するための防災行政無線<u>などの伝達手段</u>を計画的に整備する。 ③～⑥ (略) (2) (略) (3) 市民 ① <u>自分の身は自分で守るという「自助」の観点から、家屋の耐震補強や最低3日分の非常食、飲料水等を備蓄するなど、自ら災害に備えるための対策を講ずるものとする。避難所へ避難する際は、備蓄品を持ち出して避難するよう努めるものとする。</u> ② <u>近隣住民や地域社会で相互に助け合うという「共助」の観点から、地域住民と相互に協力するとともに、地域で行う防災訓練等への参加に努めるものとする。避難所へ避難する際は、</u></p>	<p>防災行政無線以外の伝達手段を盛り込む 自助の観点から記載内容を整理 共助の観点から記載内容を整理</p>

	<p><u>が実施する防災活動に積極的に協力するものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>隣近所で声を掛け合い、必要に応じて避難の手助けを行うよう努める。</u></p> <p><u>③ 市及び県が行う防災事業に協力し、市及び県が実施する防災訓練等に積極的に参加するよう努めるものとする。</u></p>	<p>市・県の事業への協力について記載</p>																																						
<p>震災編 (総則) 第5節</p>	<p>2 市及び防災関係機関の処理すべき防災事務及び業務の大綱</p> <p>(1) 市</p> <table border="1" data-bbox="257 462 1041 614"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務及び業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>1～21 (略) <u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="257 710 1041 1101"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務及び業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> <td><u>(新設)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 公共的団体</p> <table border="1" data-bbox="257 1197 1041 1484"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務及び業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>小矢部市社会福祉協議会、地区社会福祉協議</td> <td>1 被災者の救護、災害救護ボランティアの受入、その他災害時における被災者の応急対策に関すること。</td> </tr> <tr> <td>会福祉協議</td> <td>2 避難所の整備と避難等の訓練に関する</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務及び業務の大綱	市	1～21 (略) <u>(新設)</u>	機関の名称	事務及び業務の大綱	(略)	(略)	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	機関の名称	事務及び業務の大綱	(略)	(略)	小矢部市社会福祉協議会、地区社会福祉協議	1 被災者の救護、災害救護ボランティアの受入、その他災害時における被災者の応急対策に関すること。	会福祉協議	2 避難所の整備と避難等の訓練に関する	<p>2 市及び防災関係機関の処理すべき防災事務及び業務の大綱</p> <p>(1) 市</p> <table border="1" data-bbox="1086 462 1870 662"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務及び業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市</td> <td>1～21 (略) <u>22 業務継続体制及び受援体制の整備に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 指定地方行政機関</p> <table border="1" data-bbox="1086 758 1870 1149"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務及び業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>中部管区行政評価局</u></td> <td><u>1 被災者への生活支援情報の提供に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td><u>(富山行政監視行政相談センター)</u></td> <td><u>2 専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>3 特別行政相談所の開設に関すること</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 公共的団体</p> <table border="1" data-bbox="1086 1244 1870 1484"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>事務及び業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>小矢部市社会福祉協議会、地区社</td> <td>1 被災者の救護、災害救護ボランティアの受入、その他災害時における被災者の応急対策に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	事務及び業務の大綱	市	1～21 (略) <u>22 業務継続体制及び受援体制の整備に関すること。</u>	機関の名称	事務及び業務の大綱	(略)	(略)	<u>中部管区行政評価局</u>	<u>1 被災者への生活支援情報の提供に関すること。</u>	<u>(富山行政監視行政相談センター)</u>	<u>2 専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること。</u>		<u>3 特別行政相談所の開設に関すること</u>	機関の名称	事務及び業務の大綱	(略)	(略)	小矢部市社会福祉協議会、地区社	1 被災者の救護、災害救護ボランティアの受入、その他災害時における被災者の応急対策に関すること。	<p>業務継続体制と受援体制の整備を明記</p> <p>機関及び業務に、富山行政監視行政相談センターを追加</p> <p>機関に小矢部市青年会議所を追加</p>
機関の名称	事務及び業務の大綱																																								
市	1～21 (略) <u>(新設)</u>																																								
機関の名称	事務及び業務の大綱																																								
(略)	(略)																																								
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																																								
機関の名称	事務及び業務の大綱																																								
(略)	(略)																																								
小矢部市社会福祉協議会、地区社会福祉協議	1 被災者の救護、災害救護ボランティアの受入、その他災害時における被災者の応急対策に関すること。																																								
会福祉協議	2 避難所の整備と避難等の訓練に関する																																								
機関の名称	事務及び業務の大綱																																								
市	1～21 (略) <u>22 業務継続体制及び受援体制の整備に関すること。</u>																																								
機関の名称	事務及び業務の大綱																																								
(略)	(略)																																								
<u>中部管区行政評価局</u>	<u>1 被災者への生活支援情報の提供に関すること。</u>																																								
<u>(富山行政監視行政相談センター)</u>	<u>2 専用電話を備えた相談窓口の開設に関すること。</u>																																								
	<u>3 特別行政相談所の開設に関すること</u>																																								
機関の名称	事務及び業務の大綱																																								
(略)	(略)																																								
小矢部市社会福祉協議会、地区社	1 被災者の救護、災害救護ボランティアの受入、その他災害時における被災者の応急対策に関すること。																																								

	<p>会、福祉施設経営者及び小矢部市赤十字奉仕団</p> <p>こと。 3 福祉避難所開設など、災害時における収容者保護に関すること。 4 災害時における炊出しや避難所奉仕等の協力に関すること。</p> <p>(9) (略)</p>	<p>会福祉協議会、福祉施設経営者、小矢部市赤十字奉仕団及び小矢部市青年会議所</p> <p>2 避難所の整備と避難等の訓練に関すること。 3 福祉避難所開設など、災害時における収容者保護に関すること。 4 災害時における炊出しや避難所ボランティア等の協力に関すること。</p> <p>(9) (略)</p>									
<p>震災編 (総則) 第6節</p>	<p>小矢部市の防災体制は、次のとおりである。</p>	<p>小矢部市の防災体制は、次のとおりである。</p>	<p>防災士を追加 (自主防災組織と防災士を重なるような表現とする)</p>								
<p>震災編 (総則)</p>	<p>【小矢部市災害対策本部の分掌事務一覧】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>班名</th> <th>所属名</th> <th>分掌事務等</th> </tr> </thead> </table>	部名	班名	所属名	分掌事務等	<p>【小矢部市災害対策本部の分掌事務一覧】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>班名</th> <th>所属名</th> <th>分掌事務等</th> </tr> </thead> </table>	部名	班名	所属名	分掌事務等	
部名	班名	所属名	分掌事務等								
部名	班名	所属名	分掌事務等								

第6節	(略) (略) (略) (略)	(略) (略) (略) (略)	
	<p>※ (略)</p> <p>※各班の共通の所掌事務は次のとおりとする。</p> <p>1 災害関係情報の収集に関すること。</p> <p>2 被害状況の調査に関すること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>3 国・県各機関への被害状況等報告、通報に関すること。</u></p>	<p>※ (略)</p> <p>※各班の共通の所掌事務は次のとおりとする。</p> <p>1 災害関係情報の収集に関すること。</p> <p>2 被害状況の調査に関すること。</p> <p><u>3 BCP発動に合わせた優先業務の確認及び優先業務以外の休止に関すること。</u></p> <p><u>4 国・県各機関への被害状況等報告、通報に関すること。</u></p>	各班の共通事務にBCPに関する記載を追加
震災編 (総則) 第7節	<u>(新設)</u>	<u>1 富山県・県内市町村との協力体制の整備</u> <u>災害時に、富山県、県内市町村との連携により、災害対応できる体制の整備を行う。富山県が主導する「チームとやま」構想に従い、富山県、県内市町村との協定を締結し、平時からの情報共有、訓練実施に努め、災害に備えて万全を期する。</u>	富山県や県内市町村との連携を追加
震災編 (総則) 第7節	<u>1 自治体間の広域応援体制の整備</u> (略) このため、平常時にあらかじめ災害時相互応援協定を締結し、災害に備えて万全を期する。 _____	<u>2 自治体間の広域応援体制の整備</u> (略) このため、平常時にあらかじめ災害時相互応援協定を締結し、災害に備えて万全を期する。 <u>また、協定締結先と定期的に連絡を取り合い、担当者の確認や連絡訓練の実施など、協定が実効性のあるものになるよう努める。</u>	協定先と平時からの連携強化と実効性の確保を明記
震災編 (総則) 第7節	<u>2 民間団体との応急対策業務等の協力体制の整備</u> 地震等の大規模な災害が発生し大きな被害となった場合、広範多岐にわたる迅速な応急復旧対策が必要となるため、行政だけの対応では限界があり、民間団体等の協力を求めなければならない事態が十分予想される _____ このため、平常時にあらかじめ災害時における応急対策業務等に関する協定を締結する。 _____	<u>3 民間団体との応急対策業務等の協力体制の整備</u> 地震等の大規模な災害が発生し大きな被害となった場合、広範多岐にわたる迅速な応急復旧対策が必要となるため、行政だけの対応では限界があり、民間団体等の協力を求めなければならない事態が十分予想される <u>ため、積極的に民間団体等の協力を得られるよう体制を整備すべきである。</u> このため、平常時にあらかじめ災害時における応急対策業務等に関する協定を締結する。 <u>定期的に協定先を点検し、不足す</u>	積極的な体制整備を明記 協定先と平時からの連携強化と実効性の確保を明記

		<p>る分野がないかを常に確認し、不足する分野については市から積極的に協定先を探すよう努める。</p> <p>また、協定締結先と定期的に連絡を取り合い、担当者の確認や対象となる業務・物資等の確認を行うとともに、どのフェーズで協力を要請すべきかの協議や連絡訓練の実施など、協定が実効性のあるものになるよう努める。</p>	
震災編 (総則) 第7節	<p><u>3</u> 災害時における避難所の協力体制の整備</p> <p>公共施設を利用した避難所だけでは、高齢者、障害者等への対応が不十分な場合が想定されることから、予め各関係施設と「福祉避難所」の協定を締結する。</p>	<p><u>4</u> 災害時における避難所の協力体制の整備</p> <p>公共施設を利用した避難所だけでは、高齢者、障害者等への対応が不十分な場合が想定されることから、予め各関係施設と「福祉避難所」の協定を締結する。<u>また、協定締結先と定期的に連絡を取り合い、担当者の確認や連絡訓練の実施など、協定が実効性のあるものになるよう努める。</u></p>	協定先と平時からの連携強化と実効性の確保を明記
震災編 (総則) 第7節	<p><u>4</u> 住民等の避難誘導體制の整備</p> <p>(略)</p>	<p><u>5</u> 住民等の避難誘導體制の整備</p> <p>(略)</p>	
震災編 (災害予防計画) 第2節	<p>4 防災拠点機能の充実・強化及び公共施設の耐震対策の推進</p> <p>(1) 防災拠点となる重要防災基幹施設の堅牢化・安全化</p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>4 防災拠点機能の充実・強化及び公共施設の耐震対策の推進</p> <p>(1) 防災拠点となる重要防災基幹施設の堅牢化・安全化</p> <p>(略)</p> <p><u>特に、市庁舎に関しては、次の機能を有するものとし、新庁舎整備の際に考慮する。</u></p> <p><u>①72時間以上の機能維持が可能な非常電源、飲料水等</u></p> <p><u>②災害対策室、応援関係機関対策室等の十分な災害時スペース</u></p> <p><u>③大地震時、浸水時でも機能維持可能な堅牢な構造</u></p> <p>(2) (略)</p>	新庁舎に求める機能を明記
震災編 (災害予防計画)	<p>4 災害対策本部室の整備</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>4 災害対策本部室の整備</p> <p>(略)</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	

<p>第5節</p>	<p><u>(7) 本部標識、腕章の準備</u> <u>災対本部が設置された場合に当該施設の玄関及び災対本部室の入口に掲げる「小矢部市災害対策本部」の標識及び本部員等が着用する所定の腕章を予め準備しておく。</u> <u>(8) (略)</u></p>	<p>(削除) <u>(7) (略)</u></p>	<p>本部設置の際の手順の一部を削除</p>
<p>震災編 (災害予防計画) 第5節</p>	<p>7 相互応援体制の整備 (1) 市町村間の相互応援 市では大規模災害時の相互応援を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき、富山県市町村消防相互応援協定や隣接市町村防災協力体制協定等を締結しているが、<u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u>大規模な地震・津波災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との応援協定の締結を推進する。 <u>また</u>、応援要請・受入れが円滑に行えるよう、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化<u>_____</u>するなど、体制の整備に努める。 (2) (略)</p>	<p>7 相互応援体制の整備 (1) <u>県</u>・市町村間の相互応援 市では大規模災害時の相互応援を想定し、災害対策基本法第67条の規定等に基づき、富山県市町村消防相互応援協定や隣接市町村防災協力体制協定等を締結しているが、<u>富山県、県内市町村との連携強化を図るものとする。</u> <u>また</u>、大規模な地震・津波災害による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する市町村等との応援協定の締結を推進する。 <u>さらに</u>、応援要請・受入れが円滑に行えるよう、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化<u>した受援計画を策定</u>するなど、体制の整備に努める。 (2) (略)</p>	<p>県・県内市町村との連携強化を明記 受援計画策定を明記</p>
<p>震災編 (災害予防計画) 第6節</p>	<p>4 動員配備に対する認識の向上 毎年、防災研修、防災訓練等により、職員に対し非常登庁に対する心構え等を認識させるものとする。<u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> また、職員には、住宅の家具の固定やバイク、自転車の準備等を促す。</p>	<p>4 動員配備に対する認識の向上 毎年、防災研修、防災訓練等により、職員に対し非常登庁に対する心構え等を認識させるものとする。<u>また、フェーズごとに行う業務や関係機関等の連絡先のリスト化を含む職員向け初動活動マニュアルの整備を行うとともに、毎年点検を実施し、速やかに災害対応できる体制の整備を行う。</u> また、職員には、住宅の家具の固定やバイク、自転車の準備等を促す。</p>	<p>フェーズに応じた業務を盛り込んだ職員向け初動活動マニュアルの整備と毎年の点検実施を追加</p>
<p>震災編</p>	<p>5 キーパーソン参集体制の整備</p>	<p>5 キーパーソン参集体制の整備</p>	<p></p>

<p>(災害予防計画) 第6節</p>	<p>本部長（市長）、副本部長（副市長、教育長）、本部員（各部長・理事等）、防災担当課長等災害応急対策を行うにあたり欠くことのできない職員（キーパーソン）については、緊急連絡のため携帯電話_____・一斉メール（携帯電話）等の連絡網を整備する。</p>	<p>本部長（市長）、副本部長（副市長、教育長）、本部員（各部長・理事等）、防災担当課長等災害応急対策を行うにあたり欠くことのできない職員（キーパーソン）については、緊急連絡のため携帯電話・<u>チャットツール</u>・一斉メール（携帯電話）等の連絡網を整備する。</p>	<p>連絡手段にチャットツールを追加</p>
<p>震災編 (災害予防計画) 第6節</p>	<p>6 全職員一斉メール（携帯電話）送信の実施 職員の安否確認、非常招集通知は、全職員に対する_____一斉メール（携帯電話）送信により行う。</p>	<p>6 全職員一斉メール（携帯電話）送信の実施 職員の安否確認、非常招集通知は、全職員に<u>対するチャットツール又は</u>一斉メール（携帯電話）送信により行う。</p>	<p>連絡手段にチャットツールを追加</p>
<p>震災編 (災害予防計画) 第6節</p>	<p>7 伝達訓練・自主参集訓練の実施 勤務時間外における災害発生時に、職員の参集を円滑に行うため、年に1回<u>程度</u>、全職員への伝達訓練、職員自主参集訓練等を実施する。</p>	<p>7 伝達訓練・自主参集訓練の実施 勤務時間外における災害発生時に、職員の参集を円滑に行うため、年に1回<u>以上</u>、全職員への伝達訓練、職員自主参集訓練等を実施する。</p>	<p>1回以上に修正</p>
<p>震災編 (災害予防計画) 第6節</p>	<p>3 収集報告系統の整備・明確化 災害情報、被害状況の把握が円滑に行われ、災対本部に集約されるよう、災害情報等の収集・報告系統を現状に則して、整備・明確化しておくものとする。_____</p>	<p>3 収集報告系統の整備・明確化 災害情報、被害状況の把握が円滑に行われ、災対本部に集約されるよう、災害情報等の収集・報告系統を現状に則して、整備・明確化しておくものとする。<u>災害時には混乱が生じ、また時間との闘いになる場面も多いことから、簡素かつ統一的な報告フォーマットを整備し、円滑な情報収集が行われるよう努める。</u> <u>情報収集にはDXを活用し、情報の一元管理体制を構築するとともに、現場からの情報をリアルタイムに集約される体制を構築する。</u></p>	<p>様式の統一化を追加 DXを活用し、情報の一元管理体制を構築を追加</p>
<p>震災編 (災害予防計画) 第7節</p>	<p>5 民間協力体制の整備 (1) 民間協力者等との連絡体制の確立 (略) 特に、市全域を把握するためには、<u>自主防災組織</u>、自治会を</p>	<p>5 民間協力体制の整備 (1) 民間協力者等との連絡体制の確立 (略) 特に、市全域を把握するためには、<u>地区防災会</u>、自治会を</p>	<p><u>地区防災会に修正</u></p>

		<u>表等との間で、双方向の連絡ができる手段の整備を行うものとする。連絡手段は無線やチャットツール、衛星携帯電話など、多重化に努めるものとする。</u>	重化整備などについて追加
震災編 (災害予 防計画) 第8節	4 通信体制の整備 【事業計画】 ①・② (略) ③ インターネットやEメール _____ により関係団体や市民等から被害情報が入手できるシステムを確立していく。	4 通信体制の整備 【事業計画】 ①・② (略) ③ インターネットやEメール、 <u>LINE、チャットツール等</u> により関係団体や市民等から被害情報が入手できるシステムを確立していく。	LINE、チャットツールを通信手段に追加
震災編 (災害予 防計画) 第9節	1 目的 (略) 従って、災害時に市民に対して、また要配慮者、災害により孤立するおそれのある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、迅速かつ確実な情報の提供ができるよう平常時から災害広報体制について整備する。 _____ (略)	1 目的 (略) 従って、災害時に市民に対して、また要配慮者、災害により孤立するおそれのある地域の被災者、帰宅困難者等、情報が入手困難な被災者等に対しても、迅速かつ確実な情報の提供ができるよう平常時から災害広報体制について整備する。 <u>さらに、外国人にも適切な情報が伝わるよう、情報発信の多言語化を進める。</u> (略)	外国人への情報伝達手段として情報発信の多言語化を進める旨を追記
震災編 (災害予 防計画) 第9節	3 広報手段の整備 (略) 【災害広報手段】 防災行政無線、広報車、広報チラシ配布、ケーブルテレビ、市ホームページ、 _____ なお、広報手段の整備にあたっては、デジタル方式の通信施設・設備等の導入を計画的に進める。	3 広報手段の整備 (略) 【災害広報手段】 防災行政無線、広報車、広報チラシ配布、ケーブルテレビ、市ホームページ、 <u>LINE等のSNS、防災アプリ</u> なお、広報手段の整備にあたっては、デジタル方式の通信施設・設備等の導入を計画的に進める。	広報手段に SNS、防災アプリを追加
震災編 (災害予 防計画)	5 避難所における広報体制の整備 避難所における広報は、掲示板への掲示・広報ビラ等の配布に	5 避難所における広報体制の整備 避難所における広報は、掲示板への掲示・広報ビラ等の配布に	避難所への Wi-Fi

<p>防計画) 第9節</p>	<p>より行う。 また、インターネットが普及していることから、避難所にもインターネット環境 <u>(Wi-Fi 環境)</u> を設置し、広報手段の一部として活用する。 (略)</p>	<p>より行う。 また、インターネットが普及していることから、避難所にもインターネット環境 <u>(Wi-Fi 環境)</u> を設置し、広報手段の一部として活用する。 (略)</p>	<p>整備について明記</p>
<p>震災編 (災害予防計画) 第9節</p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>7 SNS、アプリ等の活用</u> <u>スマートフォンの普及率が8割以上となっており、SNS やアプリを活用した広報活動は非常に有効であると考える。</u> <u>市公式の SNS による発信や、防災アプリによる情報発信など、さらなる情報発信の多重化に努めるものとする。</u> <u>情報発信の多言語化についても、アプリ等の活用を検討する。</u></p>	<p>SNS、防災アプリ等の活用について追記。 アプリ等を活用した情報発信の多言語化について追記</p>
<p>震災編 (災害予防計画) 第9節</p>	<p><u>7</u> 広報案文の充実 (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <p>広報案文については、応急対策計画「災害広報」参照。</p>	<p><u>8</u> 広報案文の充実 (略)</p> <p><u>また、災害発生からの段階に応じて、市民が求める情報の種類や頻度が変わってくることが考えられることから、どの段階でどのような情報がどのような頻度で求められるか、平常時から想定しておき整理しておくものとする。</u></p> <p>広報案文については、応急対策計画「災害広報」参照。</p>	<p>情報発信する情報の種類や頻度について、平時から検討しておく旨明記</p>
<p>震災編 (災害予防計画) 第11節</p>	<p>3 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保 (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 (略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>3 指定緊急避難場所及び指定避難所の確保 (1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定 (略)</p> <p><u>近年、ペットを同行し避難される方が全国的に増加傾向にあることから、ペットを同行可能な避難所の設置を検討する。また、これまでの大規模災害では、車中泊をされる避難者が多くいることから、車中泊者を対象とした避難場所の検討を行うなど、近年の課題に対応する避難場所、避難所のあり方を検討す</u></p>	<p>ペット同行避難所設置の検討を明記 車中泊者への対応検討を明記</p>

					<p><u>なる避難所。</u></p>	<p><u>用するなど、地区内での認知度が高い避難所を指定する。</u></p>		<p>て整理</p>
<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p>基幹避難所</p>	<p><u>指定避難所のうち、大人数を収容できる避難所。大規模災害時は、地域拠点避難所の後に開設し、基幹避難所へ集約するものとする。</u></p>	<p><u>小中学校の体育館など、大人数を一度に収容できる避難所を指定するものとする。</u></p>	<p><u>各小中学校等</u></p>	<p>大規模な避難所を基幹避難所として整理</p>
<p>福祉避難所</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>福祉避難所</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>民間団体等との間で、避難所の協定締結を進める旨を明記。</p>
<p><u>(新設)</u></p>				<p><u>(2) 指定避難所として使用できる施設の確保</u></p>	<p><u>最大想定地震時には、市や県の公共施設だけでは避難所数が不足することが予想されるため、地域の集会場や民間団体等の施設等を避難所として利用できないか関係先と協議し、協定の締結を進める。</u></p>	<p><u>(3) 避難所等としての集落の広場、公民館等の提供依頼</u></p>	<p><u>災害の状況によっては、集落の広場又は公民館等を避難所等として提供依頼を行うことについて、予め<u>地区防災会</u>、自治会等と協議しておくものとする。</u></p>	<p><u>地区防災会に修正</u></p>
<p><u>(新設)</u></p>				<p><u>(2) 避難所等としての集落の広場、公民館等の提供依頼</u></p>	<p><u>災害の状況によっては、集落の広場又は公民館等を避難所等として提供依頼を行うことについて、予め<u>地区自主防災組織</u>、自治会等と協議しておくものとする。</u></p>	<p><u>(3) 指定避難所における施設、設備の整備</u></p>	<p><u>市は、指定避難所において避難住民の生活を確保するため、次に掲げるような施設、設備の整備に努める。</u></p>	<p>避難所の生活環境</p>
	<p>ア (略)</p>	<p>イ (略)</p>		<p>ア (略)</p>	<p>イ (略)</p>	<p><u>ウ 避難所の生活環境向上につながる、TKBS (トイレ・キッチン)</u></p>		

	<p>_____等に留意するものとする。 また、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。 _____</p>	<p><u>応、ペットを連れた避難者への対応</u>等に留意するものとする。 また、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。 <u>これらのマニュアルについては、毎年点検を行い、必要な修正を行うものとする。</u></p>	<p>同行への対応について追記 マニュアルの毎年点検を明記</p>
<p>震災編 (災害予防計画) 第11節</p>	<p>8 孤立集落の予防 (略) (1) (略) (2) 孤立時の連絡体制の確認 孤立時に固定電話や携帯電話が繋がらない場合なども想定し、無線通信や衛星携帯電話_____など、他の通信手段や連絡方法などを検討し、多様な連絡体制の整備を図る。 (3) (略) (4) 孤立に強い集落づくり 集落が数日間孤立した場合でも、集落内で生活を送ることができるよう、防災資機材の整備、食料・医薬品等の___備蓄に努める。また、計画的にヘリコプター離発着場の整備を進める。 _____</p>	<p>8 孤立集落の予防 (略) (1) (略) (2) 孤立時の連絡体制の確認 孤立時に固定電話や携帯電話が繋がらない場合なども想定し、無線通信や衛星携帯電話、<u>衛星通信ネットワーク</u>など、他の通信手段や連絡方法などを検討し、多様な連絡体制の整備を図る。 (3) (略) (4) 孤立に強い集落づくり 集落が数日間孤立した場合でも、集落内で生活を送ることができるよう、防災資機材の整備、食料・医薬品等の<u>分散</u>備蓄に努める。また、計画的にヘリコプター離発着場の整備を進める。<u>さらに、ドローンを活用した情報収集や物資運搬について、平常時から計画し、訓練等を重ねるものとする。</u></p>	<p>通信手段として、衛星通信ネットワークを追加 分散備蓄とドローンの活用について追記</p>
<p>震災編 (災害予防計画) 第15節</p>	<p>2 目標 (略) なお、全市民に対し、3日間分の飲料水・生活用水を確保する必要がある場合は、次のとおりの量が必要と試算される。 (1) 飲料水 1人1日3L、給水人口 <u>33,000人</u> $3L \times 33,000人 \times 3日 = 297 m^3$</p>	<p>2 目標 (略) なお、全市民に対し、3日間分の飲料水・生活用水を確保する必要がある場合は、次のとおりの量が必要と試算される。 (1) 飲料水 1人1日3L、給水人口 <u>28,000人</u> $3L \times 28,000人 \times 3日 = 252 m^3$</p>	<p>給水人口を実態に合わせて修正</p>

	(2) 生活用水（飲料水を含む） 1人1日20L 給水人口 <u>33,000人</u> $20L \times 33,000人 \times 3日 = 1,980 m^3$	(2) 生活用水（飲料水を含む） 1人1日20L 給水人口 <u>28,000人</u> $20L \times 28,000人 \times 3日 = 1,680 m^3$	
震災編 （災害予 防計画） 第15節	9 震災対策用井戸 _____ の確保 <u>震災対策用井戸</u> の確保のため、 <u>震災時の非常用井戸</u> として利用できる消雪用井戸 _____ の調査をすすめるとともに、 <u>手動式吸上げポンプ</u> の確保等に努める。	9 震災対策用井戸（ <u>防災井戸</u> ）の確保 <u>生活用水</u> の確保のため、 <u>防災井戸</u> _____ として利用できる消雪用井戸、 <u>飲用井戸等</u> の調査をすすめるとともに、 <u>手動式吸上げポンプ</u> の確保等に努める。	防災井戸について 文言整理
震災編 （災害予 防計画） 第16節	4 生活必需品の備蓄 （略） （1）計画目標 避難想定人口13,313人に対し、次のとおりとする。 ア 毛布（略） <u>（新設）</u> <u>イ</u> その他の生活必需品等（略） （2）（略）	4 生活必需品の備蓄 （略） （1）計画目標 避難想定人口13,313人に対し、次のとおりとする。 ア 毛布（略） <u>イ 簡易トイレ</u> <u>被災想定人口13,313人、一人あたり1日トイレ回数5回</u> <u>$13,313人 \times 5回 \times 3日 = 200,000回分$</u> <u>200,000回分のうち、半分は市民備蓄とし、市の備蓄目標は100,000回分とする。</u> <u>ウ</u> その他の生活必需品等（略） （2）（略）	簡易トイレの備蓄 目標を追加
震災編 （災害予 防計画） 第19節	4 し尿処理体制の整備 （1）～（4）（略） <u>（新設）</u>	4 し尿処理体制の整備 （1）～（4）（略） <u>（5）マンホールトイレの調査検討</u> <u>避難所におけるマンホールトイレの整備可能性を調査検討する。</u>	マンホールトイレ の調査検討を追加
震災編 （災害予	2 自主防災組織の活動 各地区の <u>自主防災組織</u> は、地域の実情に応じた防災計画を策	2 自主防災組織の活動 各地区の <u>地区防災会</u> は、地域の実情に応じた防災計画を策	<u>地区防災会に修正</u>

<p>防計画) 第 21 節</p>	<p>定し、平常時及び災害発生時において効果的な防災活動を行うよう努めるものとする。 (1)・(2) (略)</p>	<p>定し、平常時及び災害発生時において効果的な防災活動を行うよう努めるものとする。 (1)・(2) (略)</p>	
<p>震災編 (災害予 防計画) 第 21 節</p>	<p>4 地域の自主防災組織の育成 (1) 現況 本市の自主防災組織については、平成9年までに18地区全てに設置済みである。また、私設消防隊や自衛消防隊等が設置されている地区や事業所がある。 (2) 事業計画 ア～オ (略) <u>(新設)</u></p>	<p>4 地域の自主防災組織の育成 (1) 現況 本市の地区防災会については、平成9年までに18地区全てに設置済みである。また、私設消防隊や自衛消防隊等が設置されている地区や事業所がある。 (2) 事業計画 ア～オ (略) <u>カ 地区防災計画策定の促進</u> <u>各地区の実情に応じた地区防災計画を各地区防災会が策定できるよう、支援を行うものとする。</u></p>	<p><u>地区防災会に修正</u> 地区防災計画策定促進について追記</p>
<p>震災編 (災害予 防計画) 第 22 節</p>	<p>3 在宅の要配慮者対策 (1) 避難行動要支援者の支援 ア～キ (略) ク <u>個別支援計画</u>の策定 (ア) <u>個別支援計画</u>の策定 市は、避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者一人ひとりに応じた<u>個別支援計画</u>を作成する。 <u>個別支援計画</u>の策定に当たっては、避難支援等関係者が、避難行動要支援者と具体的に話し合いながら、発災時に避難支援を行う者（以下「地域避難支援者」という。）、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路等について定めるものとする。 なお、一人の避難行動要支援者に複数の地域避難支援者を定める。</p>	<p>3 在宅の要配慮者対策 (1) 避難行動要支援者の支援 ア～キ (略) ク <u>個別避難計画</u>の策定 (ア) <u>個別避難計画</u>の策定 市は、避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者一人ひとりに応じた<u>個別避難計画</u>を作成する。 <u>個別避難計画</u>の策定に当たっては、避難支援等関係者が、避難行動要支援者と具体的に話し合いながら、発災時に避難支援を行う者（以下「地域避難支援者」という。）、避難支援を行うに当たっての留意点、避難支援の方法や避難場所、避難経路等について定めるものとする。 なお、一人の避難行動要支援者に複数の地域避難支援者を定める。</p>	<p>文言の整理</p>

	<p>(イ) <u>個別支援計画</u>の管理 市、避難支援等関係者及び地域避難支援者は、上記キ「名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するために講ずる措置」に準拠し、<u>個別支援計画</u>の情報漏洩が生じないよう、その管理を徹底する。 ケ～サ (略) (2) (略)</p>	<p>(イ) <u>個別避難計画</u>の管理 市、避難支援等関係者及び地域避難支援者は、上記キ「名簿情報の提供に際し情報漏洩を防止するために講ずる措置」に準拠し、<u>個別避難計画</u>の情報漏洩が生じないよう、その管理を徹底する。 ケ～サ (略) (2) (略)</p>	
<p>震災編 (災害予防計画) 第22節</p>	<p>5 外国人、旅行者等の安全確保対策 (略) (1)～(8) <u>(新設)</u></p>	<p>5 外国人、旅行者等の安全確保対策 (略) (1)～(8) <u>(9)外国語(多言語)による情報発信体制の整備</u></p>	<p>多言語対応について追記</p>
<p>震災編 (災害予防計画) 第23節</p>	<p>5 総合訓練等 (1) 総合防災訓練 <u>毎年9月1日の防災の日を中心に、市は、防災関係機関の協力を得て、震災訓練を実施するよう努める。</u> <u>ア (略)</u> イ 訓練内容 通信連絡、避難誘導、災害警備、救護、消火・救出訓練(消防、警察、自衛隊、DMAT等との連携した応急活動訓練等、県消防防災ヘリコプター利用を含む)、緊急地震速報対応訓練、物資等の輸送、給水、非常炊き出し訓練、 <u>ウ・エ (略)</u> (2) 地域防災訓練 (略) ア (略)</p>	<p>5 総合訓練等 (1) 総合防災訓練 <u>市は、防災関係機関の協力を得て、震災訓練を実施するよう努める。</u><u>実施時期や時間帯は、様々な想定を踏まえて、より実践的な訓練となるよう柔軟に設定するものとする。</u> <u>ア (略)</u> イ 訓練内容 通信連絡、避難誘導、災害警備、救護、消火・救出訓練(消防、警察、自衛隊、DMAT等との連携した応急活動訓練等、県消防防災ヘリコプター利用を含む)、緊急地震速報対応訓練、物資等の輸送、給水、非常炊き出し訓練、<u>避難所の開設・運営</u> <u>ウ・エ (略)</u> (2) 地域防災訓練 (略) ア (略)</p>	<p>より実践的な訓練となるよう柔軟に実施時期等を設定する旨明記 避難所の開設・運営訓練を追加</p>

	<p>等)の準備(ク)家具・ブロック塀等の転倒防止対策(ケ)基本的な防災用資機材の操作方法の習熟</p> <p>オ 地震発生時の心得 (ア)場所別、状況別の心得(イ)出火防止及び初期消火 (ウ)避難の心得(エ)家族間の連絡方法(NTTの伝言ダイヤル「171」、<u>NTTドコモのi-mode災害用伝言ダイヤル</u>等)</p>	<p>等)の準備(ク)家具・ブロック塀等の転倒防止対策(ケ)基本的な防災用資機材の操作方法の習熟(コ)避難方法(ペットに対する対応を含む。)の確認</p> <p>オ 地震発生時の心得 (ア)場所別、状況別の心得(イ)出火防止及び初期消火 (ウ)避難の心得(エ)家族間の連絡方法(NTTの伝言ダイヤル「171」、<u>各携帯キャリアの災害用伝言板</u>等)</p>	<p>避難方法の確認を追加</p> <p>文言の整理</p>
<p>震災編 (災害予防計画) 第24節</p>	<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>7 防災士の養成と活用</u> <u>災害時に、地域の中でリーダー的に活躍していただくため、防災士の養成とスキルアップのための研修の実施などに努め、地区の防災力向上の支援を行う。特に、避難所運営などに女性の視点を生かすためにも、女性の防災士の養成に努める。また、市内防災士のネットワークづくりのため市防災士連絡協議会に対し支援を行うとともに、自主防災組織と防災士の連携を図られるよう、働きかけを行うものとする。</u></p>	<p>防災士のスキルアップ、女性防災士養成、自主防災組織と防災士の連携について明記</p>
<p>震災編 (災害予防計画) 第24節</p>	<p><u>7</u> 事業所に対する啓発 (略) <u>8</u> 災害教訓の伝承 (略) <u>9</u> 相談窓口 (略)</p>	<p><u>8</u> 事業所に対する啓発 (略) <u>9</u> 災害教訓の伝承 (略) <u>10</u> 相談窓口 (略)</p>	
<p>震災編 (災害応急対策計画) 第2節</p>	<p>1 市の配備体制・基準等 (略) *職員の参集と伝達方法 (略) 指示の伝達方法は_____、固定電話、携帯電話又は携帯メールを活用するものとする。なお、必要に応じ、総務課</p>	<p>1 市の配備体制・基準等 (略) *職員の参集と伝達方法 (略) 指示の伝達方法は、<u>チャットツール</u>、固定電話、携帯電話又は携帯メールを活用するものとする。なお、必要に応じ、総務課</p>	<p>職員の伝達手段にチャットツールを</p>

<p>(災害応急対策計画) 第2節</p>	<p>(1) 職員の配備 ア 勤務時間内における配備と伝達 ① (略) ② 配備指示の伝達 次の方法により行う。 ・総務課→全職員 = <u>庁内放送・庁内LAN</u>により伝達 ・各部局課長→所属職員 = 口頭・電話・メール _____ _____により伝達 イ 勤務時間外(休日・夜間等)における配備と伝達 ① (略) ② 総務課は、必要に応じ、 _____ 携帯一斉メールによる伝達を行う。 ③・④ (略) ウ (略) (2)～(4) (略)</p>	<p>(1) 職員の配備 ア 勤務時間内における配備と伝達 ① (略) ② 配備指示の伝達 次の方法により行う。 ・総務課→全職員 = <u>チャットツール</u>により伝達 ・各部局課長→所属職員 = 口頭・電話・メール <u>・チャットツール</u>により伝達 イ 勤務時間外(休日・夜間等)における配備と伝達 ① (略) ② 総務課は、必要に応じ、 <u>チャットツール</u>・携帯一斉メールによる伝達を行う。 ③・④ (略) ウ (略) (2)～(4) (略)</p>	<p>伝達手段にチャットツールを追加</p>
<p>震災編 (災害応急対策計画) 第2節</p>	<p>5 応援職員の要請 (1) 各部長は自部の各班がその所掌事務を処理するにあたり職員が不足するときは _____、 _____、「応援職員要請書」により本部総務部長に応援職員を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は事後提出する。 (2) (略)</p>	<p>5 応援職員の要請 (1) 各部長は自部の各班がその所掌事務を処理するにあたり職員が不足するときは、<u>自部内の他班から応援職員を派遣し、それでもなお不足する場合は</u>、「応援職員要請書」により本部総務部長に応援職員を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は事後提出する。 (2) (略)</p>	<p>応援順序の整理</p>
<p>震災編 (災害応急対策計画) 第3節</p>	<p>1 通信連絡方法の確認及び通信 (略) (1) 市役所関係機関の通信連絡方法の確認及び通信 災害時における本庁と各出先機関との間の通信連絡は _____、 _____、専用有線電話または一般加入電話を使用する。</p>	<p>1 通信連絡方法の確認及び通信 (略) (1) 市役所関係機関の通信連絡方法の確認及び通信 災害時における本庁と各出先機関との間の通信連絡は、<u>チャットツール</u>、専用有線電話または一般加入電話を使用する。</p>	<p>伝達手段にチャットツールを追加</p>

	(略) (2)・(3) (略)	(略) (2)・(3) (略)																	
震災編 (災害応 急対策計 画) 第3節	<p>6 通信の運用</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通信の手段 災害時の通信手段は、次の手段とする。 なお、本部・各部出先機関・防災関係機関等の指令の授受伝達及び報告等の通信手段については、原則_____フ ァックス・電子メールとする。</p> <p>[災害時の通信手段]</p> <table border="1"> <tr> <td>有線通信網</td> <td>無線通信網</td> </tr> <tr> <td>①～⑦ (略)</td> <td>①～⑧ (略) <u>(新設)</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の通信手段</td> </tr> <tr> <td>① (略)</td> <td>② (略)</td> </tr> </table> <p>(3)～(5) (略)</p>	有線通信網	無線通信網	①～⑦ (略)	①～⑧ (略) <u>(新設)</u>	その他の通信手段		① (略)	② (略)	<p>6 通信の運用</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 通信の手段 災害時の通信手段は、次の手段とする。 なお、本部・各部出先機関・防災関係機関等の指令の授受伝達及び報告等の通信手段については、原則<u>チャットツール</u>・フ ァックス・電子メールとする。</p> <p>[災害時の通信手段]</p> <table border="1"> <tr> <td>有線通信網</td> <td>無線通信網</td> </tr> <tr> <td>①～⑦ (略)</td> <td>①～⑧ (略) <u>⑨ 携帯電話</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の通信手段</td> </tr> <tr> <td>① (略)</td> <td>② (略)</td> </tr> </table> <p>(3)～(5) (略)</p>	有線通信網	無線通信網	①～⑦ (略)	①～⑧ (略) <u>⑨ 携帯電話</u>	その他の通信手段		① (略)	② (略)	<p>伝達手段にチャッ トツールを追加</p> <p>通信手段に携帯電 話を追加</p>
有線通信網	無線通信網																		
①～⑦ (略)	①～⑧ (略) <u>(新設)</u>																		
その他の通信手段																			
① (略)	② (略)																		
有線通信網	無線通信網																		
①～⑦ (略)	①～⑧ (略) <u>⑨ 携帯電話</u>																		
その他の通信手段																			
① (略)	② (略)																		
震災編 (災害応 急対策計 画) 第4節	<p>1 被害状況の調査</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>地区自主防災組織</u>、自治会長等からの報告 被害情報については、<u>地区自主防災組織</u>、自治会長等から地 区の被害情報を本部（各部長）に報告する体制を整えておくも のとする。</p>	<p>1 被害状況の調査</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>地区防災会</u>、自治会長等からの報告 被害情報については、<u>地区防災会</u>、自治会長等から地 区の被害情報を本部（各部長）に報告する体制を整えておくも のとする。</p>	<p><u>地区防災会に修正</u></p>																
震災編 (災害応 急対策計 画) 第4節	<p>3 県への被害状況報告</p> <p>本部（総務班）は、前記により各部から報告された被害状況 及び措置状況を集約し、_____所定の様式に より知事（県知事政策局危機管理局：県災害対策本部）に報告 する。</p>	<p>3 県への被害状況報告</p> <p>本部（総務班）は、前記により各部から報告された被害状況 及び措置状況を集約し、<u>県総合防災システム又は</u>所定の様式に より知事（県知事政策局危機管理局：県災害対策本部）に報告 する。</p>	<p>報告手段に県総合 防災システムを追 加</p>																

<p>画) 第5節</p>	<p>避難所に配置された市職員は、次の措置を講じる（ただし、<u>避難所管理責任者</u> が選定された後は、当該<u>会長</u> に引き継ぐものとする） （1）～（6）（略）</p>	<p>避難所に配置された市職員は、次の措置を講じる（ただし、<u>避難所運営委員会会長</u> が選定された後は、当該<u>会長</u> に引き継ぐものとする） （1）～（6）（略）</p>	<p>を明記 避難所運営マニュアルに合わせて文言整理</p>
<p>震災編 （災害応急対策計画） 第5節</p>	<p>12 避難所の開設 （1）避難班、<u>拠点避難所開設担当者又は地区防災会</u>は、大規模な災害が発生し、避難を必要と判断されるような事態に至ったときは、本部の指示に基づき、避難所の開設を行う。 ア 避難所の開設準備 <u>避難班、拠点避難所開設担当者又は地区防災会</u>は、震度5弱以上の地震が発生した場合は、避難所の開設に必要な下記の準備を行う。 ①～③（略） イ 開設する避難所の選定 <u>避難班又は拠点避難所開設担当者</u>は、災害の状況及び避難所として指定した施設の安全確認等に応じ、適切な避難所を選定し、本部に報告する。 本部は、上記選定が的確と判断した場合は、<u>避難班又は拠点避難所開設担当者</u>に対し当該避難所の開設を指示する。 （略） ウ（略） （2）開設の担当者 <u>避難所の開設は、避難班、拠点避難所開設担当者又は地区防災会が担当する。市職員が到達できない場合、地区防災会のみで開設する場合もあり得る。</u> ただし、災害の状況により、<u>上記担当者</u>がすぐに到達できない場合は、次の者が、避難班到達までの間、下記の開設手順を</p>	<p>12 避難所の開設 （1）避難班、<u>拠点避難所開設担当者又は地区防災会</u>は、大規模な災害が発生し、避難を必要と判断されるような事態に至ったときは、本部の指示に基づき、避難所の開設を行う。 ア 避難所の開設準備 <u>避難班、拠点避難所開設担当者又は地区防災会</u>は、震度5弱以上の地震が発生した場合は、避難所の開設に必要な下記の準備を行う。 ①～③（略） イ 開設する避難所の選定 <u>避難班又は拠点避難所開設担当者</u>は、災害の状況及び避難所として指定した施設の安全確認等に応じ、適切な避難所を選定し、本部に報告する。 本部は、上記選定が的確と判断した場合は、<u>避難班又は拠点避難所開設担当者</u>に対し当該避難所の開設を指示する。 （略） ウ（略） （2）開設の担当者 <u>避難所の開設は、避難班、拠点避難所開設担当者又は地区防災会が担当する。市職員が到達できない場合、地区防災会のみで開設する場合もあり得る。</u> ただし、災害の状況により、<u>上記担当者</u>がすぐに到達できない場合は、次の者が、避難班到達までの間、下記の開設手順を</p>	<p>開設担当に拠点避難所開設担当者と地区防災会を追加 同上 同上 拠点避難所開設担当者を追加 同上 開設担当に拠点避難所開設担当者と地区防災会を追加 開設する場合を明</p>

	<p>実行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設管理者 ・<u>各避難所の指定職員</u> ・各避難所に最初に到着した職員 <p>* (略)</p> <p>(3) 避難所の開設手順</p> <p>標準的な避難所の開設手順は、概ね次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[手順]</p> <p>① <u>避難班職員が施設の鍵を開ける。</u> <u>ただし、避難班職員がすぐに到達できないときは、</u> <u>・各施設管理者</u> <u>・各施設の指定職員</u> <u>・地区自主防災組織代表者又はその指定した住民が鍵を開ける</u> ↓ <u>(すでに自主的に避難した者がいるときは、体育館や広間など、広い部屋に誘導する。)</u> ↓</p> <p>② <u>避難所開設の旨を災害対策本部に報告する。</u> ↓</p> <p>③ <u>避難所内事務所を開設する。</u> ↓</p> <p>④ <u>避難者受入れスペースを指定する。</u> ↓</p> <p>⑤ <u>既避難者を指定のスペースへ誘導する。</u> ↓</p> <p>⑥ <u>[以下、避難所運営の項]</u></p> </div>	<p>実行する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各施設管理者 ・<u>(削除)</u> ・各避難所に最初に到着した職員 <p>* (略)</p> <p>(3) 避難所の開設手順</p> <p>標準的な避難所の開設手順は、概ね次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[手順]</p> <p>① 開設担当者2名により建物外部の安全確認を行う。</p> <p>② 開設担当者が施設の鍵を開ける。(すでに自主的に避難した者がいるときは、建物内部に入れず、安全が確認できるまで外で待機してもらう。)</p> <p>③ 開設担当者2名により建物内部の安全確認と設備の使用可否確認を行う。</p> <p>④ 開設の可否を本部へ報告する。</p> <p>⑤ 事務所やレイアウトの決定を行い、受付等の設営を行う。</p> <p>⑥ 避難所開設の旨を本部へ報告する。</p> <p>⑦ 避難者の受付を行い、指定スペースへ誘導する。</p> <p>⑧ [以下、避難所運営の項]</p> </div>	<p>記</p> <p>手順を実態に合わせて整理</p>
--	--	--	------------------------------

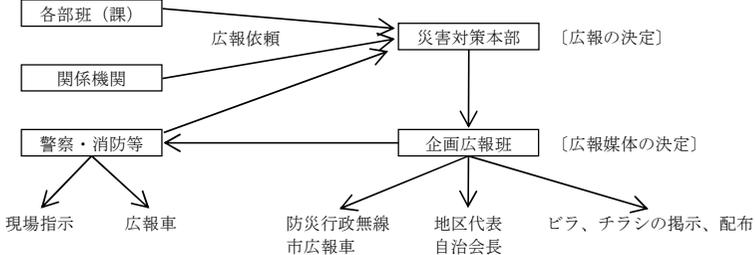
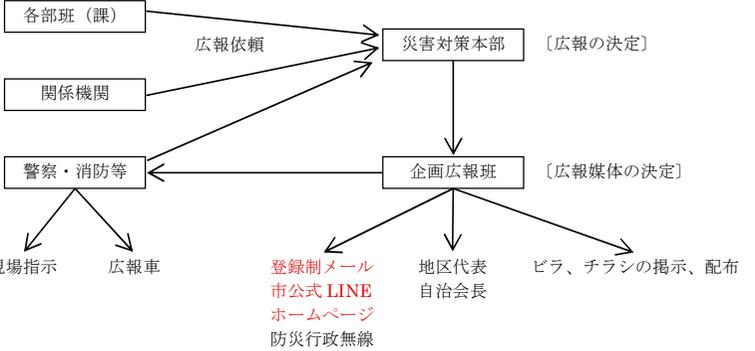
<p>ア 事務所の開設</p> <p><u>避難班</u>は、開設後直ちに、避難所内に事務所を開設する。事務所には避難者からよく判るように「事務所」の表示をする。</p> <p>なお、避難所を開設した以降は、事務所には必ず要員を常時配置しておく。</p> <p>事務所には、避難所の運営に必要な用品（避難者カード、事務用品等）を準備する。</p> <p>イ 避難所内の区画の設定</p> <p><u>避難班は、自主防災組織の代表者等の意見を聞き</u>、避難者の受入れスペースを設定する。スペースを設定したときは、床面にテープ又は掲示等で表示する。部屋割りが可能なときはできるだけ地域毎にスペースを設定する。</p> <p>部屋割りについては、13「避難所の運営」による。</p> <p>避難者の指定のスペースへの誘導は<u>当初は担当職員が行うが、早い時期に避難者の代表者に依頼するようにする。</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) <u>避難所管理責任者の指定</u></p> <p><u>本部長は、避難所を開設したときは、避難所の維持管理のための管理責任者（以下「管理責任者」という。）を指定し、配置しなければならない。</u></p> <p>_____</p> <p>(7) <u>管理責任者</u>の任務</p> <p>ア <u>避難所の設置報告等</u></p> <p><u>管理責任者</u>は、避難所に配置された後、直ちに次の事項を確認し、本部に報告しなければならない。</p> <p>①～④ (略)</p>	<p>ア 事務所の開設</p> <p><u>地区住民で組織した避難所運営委員会</u>は、開設後直ちに、避難所内に事務所を開設する。事務所には避難者からよく判るように「事務所」の表示をする。</p> <p>なお、避難所を開設した以降は、事務所には必ず要員を常時配置しておく。</p> <p>事務所には、避難所の運営に必要な用品（避難者カード、事務用品等）を準備する。</p> <p>イ 避難所内の区画の設定</p> <p><u>避難所運営委員会は</u>、避難者の受入れスペースを設定する。スペースを設定したときは、床面にテープ又は掲示等で表示する。部屋割りが可能なときはできるだけ地域毎にスペースを設定する。</p> <p>部屋割りについては、13「避難所の運営」による。</p> <p>避難者の指定のスペースへの誘導は<u>避難所運営委員会が行う。</u></p> <p>(4)・(5) (略)</p> <p>(6) <u>避難所運営委員会会長の選任</u></p> <p><u>避難者は、避難所運営委員会を組織し、会長を選任するものとする。避難所運営委員会会長は、自主的な避難所の維持管理・運営にあたるものとし、市対策本部との連携を図るものとする。</u></p> <p>(7) <u>避難所運営委員会会長</u>の任務</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>避難所運営委員会会長</u>は、避難所に配置された後、直ちに次の事項を確認し、本部に報告しなければならない。</p> <p>①～④ (略)</p>	<p>運営の主体は避難所運営委員会が主体となる旨明記</p> <p>運営の主体は避難所運営委員会が主体となる旨明記</p> <p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
---	--	---

	<p><u>イ 避難者の代表者等の選任</u> <u>(新設)</u></p> <p>(8) 施設の鍵の保管 避難所の鍵は、次の者が保有するものとする。</p> <hr/> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>地区自主防災組織</u>代表者又はその指定した住民 * (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>(10) (略)</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(8) 避難所連絡員の配置</u> <u>本部長は、避難所運営委員会と市対策本部との調整、連絡のために、市職員を避難所連絡員として配置する。</u></p> <p>(9) 施設の鍵の保管 避難所の鍵は、次の者が保有するものとする。<u>スマートロックの避難所については、暗証番号をそれぞれの者が保有するものとする。</u></p> <p>①～③ (略)</p> <p>④ <u>地区防災会</u>代表者又はその指定した住民 * (略)</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) (略)</p>	<p>市職員は、本部との連絡員である旨を明記</p> <p>スマートロックの場合について追記</p> <p><u>地区防災会に修正</u></p>
<p>震災編 (災害応急対策計画) 第5節</p>	<p>13 避難所の運営</p> <p>(1) 市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、<u>自主防災組織</u>、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>(2) 市はあらかじめ作成した避難所運営マニュアルを活用して、避難所運営委員会を設置し、避難所を運営する。避難所には原則として、<u>避難所管理要員</u>として職員を常駐させ、災害救</p>	<p>13 避難所の運営</p> <p>(1) 市は、各避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、<u>地区防災会</u>、避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>(2) 市はあらかじめ作成した避難所運営マニュアルを活用して、避難所運営委員会を設置し、避難所を運営する。避難所には原則として、<u>避難所連絡員</u>として職員を常駐させ、災害救</p>	<p><u>地区防災会に修正</u></p> <p>市職員は連絡員である旨を明記</p>

<p>助地区の自主防災組織やボランティア等の協力を得て、避難者の保護にあたる。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 管理要員は、避難所に収容されている避難者の人数、氏名、生活必需物資の需給状況、その他被災者ニーズ等の生活情報を早期に把握し、電話、携帯電話及び、電子メール_____又は情報連絡員（伝令）等により市の災害対策本部へ連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>また、避難所の維持管理のための責任者は、次の関係書類を整理保存しなければならない。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 運営にあたっての主な手続き・手順等 (略)</p> <p>ア 避難者名簿の作成方法</p> <p>避難班は、避難所を開設し、避難者の受入れを行った際には直ちに避難者名簿を作成する。</p> <p>名簿の作成は、避難者に避難者カード（別記様式）を交付し、避難者各人が記入する。自分で記入のできない場合は、他の避難者の協力を依頼するか避難班で記入する。</p> <p>避難班は、避難者カードを集計整理し避難者名簿として管理する。避難者名簿は、避難者カードを基に転記するか又は避難者カードそのもののコピーを利用するなど状況に応じて作成する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 部屋割りと各部屋代表者の選任</p>	<p>助地区の地区防災会やボランティア等の協力を得て、避難者の保護にあたる。</p> <p>(略)</p> <p>(3) 避難所連絡員は、避難所に収容されている避難者の人数、氏名、生活必需物資の需給状況、その他被災者ニーズ等の生活情報を早期に把握し、電話、携帯電話____、電子メール及びチャットツール又は情報連絡員（伝令）等により市の災害対策本部へ連絡する。</p> <p>(略)</p> <p>また、避難所の維持管理のための避難所運営委員会会長は、次の関係書類を整理保存しなければならない。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 運営にあたっての主な手続き・手順等 (略)</p> <p>ア 避難者名簿の作成方法</p> <p>避難所運営委員会は、避難所を開設し、避難者の受入れを行った際には直ちに避難者名簿を作成する。</p> <p>名簿の作成は、避難者に避難者カード（別記様式）を交付し、避難者各人が記入する。自分で記入のできない場合は、他の避難者の協力を依頼するか避難所運営委員会で記入する。</p> <p>避難所運営委員会は、避難者カードを集計整理し避難者名簿として管理する。避難者名簿は、避難者カードを基に転記するか又は避難者カードそのもののコピーを利用するなど状況に応じて作成する。</p> <p>(略)</p> <p>イ 部屋割りと各部屋代表者の選任</p>	<p>地区防災会に修正</p> <p>同上</p> <p>連絡手段にチャットツールを追加</p> <p>運営の主体は避難所運営委員会が主体となる旨明記</p> <p>運営の主体は避難所運営委員会が主体となる旨明記</p> <p>同上</p>
--	---	---

	<p>(略)</p> <p>部屋割りの単位は、地区単位や部屋単位等とし、適当な人員(30人程度)で編成する。実際の区分けにあたっては、原則として<u>地元自主防災組織に委ねる。</u></p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>各部屋の代表者の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>避難班</u>からの指示、伝達事項の周知 ② 避難者数、給食数、物資の必要数の把握と報告 ③ 物資の配布の指示 ④ 各避難者の要望のとりまとめ </div> <p>ウ 食料、生活必需品の請求、受払</p> <p><u>避難所管理責任者</u>は、各避難所に集約した食料や生活必需品のうち、そこで調達不可能なものについて、本部へ要請する。また、到着した食料や物品を受入れ、部屋ごとに配布する。この際、「物品受払簿」に記帳する。</p> <p>エ (略)</p> <p>(8)・(9) (略)</p>	<p>(略)</p> <p>部屋割りの単位は、地区単位や部屋単位等とし、適当な人員(30人程度)で編成する。実際の区分けにあたっては、原則として<u>避難所運営委員会が行う。</u></p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>各部屋の代表者の役割</p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>避難所運営委員会</u>からの指示、伝達事項の周知 ② 避難者数、給食数、物資の必要数の把握と報告 ③ 物資の配布の指示 ④ 各避難者の要望のとりまとめ </div> <p>ウ 食料、生活必需品の請求、受払</p> <p><u>避難所運営委員会会長</u>は、各避難所に集約した食料や生活必需品のうち、そこで調達不可能なものについて、本部へ要請する。また、到着した食料や物品を受入れ、部屋ごとに配布する。この際、「物品受払簿」に記帳する。</p> <p>エ (略)</p> <p>(8)・(9) (略)</p>	<p>同上</p> <p>同上</p> <p>同上</p>
<p>震災編 (災害応急対策計画) 第5節</p>	<p>14 避難所の開設期間</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(2) (略)</p>	<p>14 避難所の開設期間</p> <p>(1) (略)</p> <p><u>(2) 避難所の開設期間が1日を超える場合は、避難者数等の状況により、避難所の集約を行い、避難した者は、速やかに集約された避難所へ移動するものとする。</u></p> <p>(3) (略)</p>	<p>避難所の集約について追記</p>
<p>震災編 (災害応急対策計画)</p>	<p>2 報道機関に対する発表並びに依頼</p> <p>(1) 報道機関への発表</p> <p>(略)</p> <p>発表にあたっては、災害の種別、発生の場所及び日時、被害</p>	<p>2 報道機関に対する発表並びに依頼</p> <p>(1) 報道機関への発表</p> <p>(略)</p> <p>発表にあたっては、災害の種別、発生の場所及び日時、被害</p>	<p>定例発表を行う旨</p>

<p>第8節</p>	<p>状況、応急対策の状況、住民に対する避難の指示等及び注意事項等を簡潔に取りまとめる行う_____。</p> <p>(略)</p> <p>発表にあたっては、原則_____、FAX又はEメールを利用する。また、状況に応じて、合同報道発表の場を設定して行うものとする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>状況、応急対策の状況、住民に対する避難の指示等及び注意事項等を簡潔に取りまとめる行う<u>こととし、原則として災害対策本部員会議開催後に、定例的に発表を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>発表にあたっては、原則、<u>Lアラート</u>、FAX又はEメールを利用する。また、状況に応じて、合同報道発表の場を設定して行うものとする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>を明記</p> <p>Lアラートについて追加</p>
	<p>3 一般住民に対する広報及び広聴活動</p> <p>(1) 広報活動</p> <p>(略)</p> <p>ア 広報の媒体(手段)</p> <p>小矢部市が市民に対して実施する広報の手段は_____、防災行政無線、広報車並びに地区の代表者、自治会長を通じて行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>① 緊急に伝達する必要があるもの(避難指示(緊急)・火災防止指示等)</p> <p>→ _____ _____防災行政無線、広報車、地区代表者、現場での指示</p> <p>② 一斉に伝達するもの(地震情報、安否情報、救護所等)</p> <p>→ _____防災行政無線、広報車、地区代表者</p> <p>③ 時期又は地域を限って行うもの(復旧状況、防疫、清掃、給水等)</p> <p>→ _____防災行政</p>	<p>3 一般住民に対する広報及び広聴活動</p> <p>(1) 広報活動</p> <p>(略)</p> <p>ア 広報の媒体(手段)</p> <p>小矢部市が市民に対して実施する広報の手段は、<u>エリアメール、登録制メール、市公式LINE</u>、防災行政無線、広報車並びに地区の代表者、自治会長を通じて行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>① 緊急に伝達する必要があるもの(避難指示(緊急)・火災防止指示等)</p> <p>→ <u>エリアメール、登録制メール、市公式LINE、ホームページ</u>、防災行政無線、広報車、地区代表者、現場での指示</p> <p>② 一斉に伝達するもの(地震情報、安否情報、救護所等)</p> <p>→ <u>登録制メール、市公式LINE、ホームページ</u>、防災行政無線、広報車、地区代表者</p> <p>③ 時期又は地域を限って行うもの(復旧状況、防疫、清掃、給水等)</p> <p>→ <u>登録制メール、市公式LINE、ホームページ</u>、防災行政</p>	<p>実情に合わせて手段を追加</p> <p>実情に合わせて手段を追加</p> <p>実情に合わせて手段を追加</p>

	<p>無線、広報車、地区代表者、現場での指示、ビラ、広告</p> <p>イ 広報の決定 (略)</p> 	<p>無線、広報車、地区代表者、現場での指示、ビラ、広告</p> <p>イ 広報の決定 (略)</p> 	<p>段を追加</p> <p>実情に合わせて手段を追加</p>
<p>震災編 (災害応急対策計画) 第16節</p>	<p>4 給水 (1)・(2) (略) (3) 水源の確保 応急給水に必要な水は、次の順序より確保する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>応急飲料水の確保順序</p> <p>第1順位 浄水施設</p> <p>第2順位 飲料貯水槽、受水槽 (公共、民間)</p> </div>	<p>4 給水 (1)・(2) (略) (3) 水源の確保 応急給水に必要な水は、次の順序より確保する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>応急飲料水の確保順序</p> <p>第1順位 浄水施設</p> <p>第2順位 飲料貯水槽、受水槽 (公共、民間)</p> </div>	

	<p>第3順位 井戸 _____</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 井戸</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(4) 給水の実施</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 仮設給水栓 _____ の設置</p> <p>給水は、仮設給水栓 _____ を利用して実施する。</p> <p>仮設給水栓 _____ は、災害の状況に応じて給水所に設置する。</p> <p>仮設給水栓 _____ を設置できないときは、給水車から直接給水する。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>第3順位 井戸 <u>(公共、民間)</u></p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 井戸</p> <p><u>公共施設内の井戸は、小矢部市が実施する応急給水事業に使用する。</u></p> <p><u>民間施設内の井戸については、状況に応じて施設の管理者、利用者に協力を求める。</u></p> <p><u>各井戸から配水の必要があるときは輸送車（給水車）を配送し受水後、各給水所等へ搬送する。</u></p> <p><u>緊急物資輸送車両の確認申請は、上記「ア 浄水施設」と同様である。</u></p> <p>(4) 給水の実施</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 仮設給水栓 <u>又は応急貯水タンク等</u> の設置</p> <p>給水は、仮設給水栓 <u>又は応急貯水タンク等</u> を利用して実施する。</p> <p>仮設給水栓 <u>又は応急貯水タンク等</u> は、災害の状況に応じて給水所に設置する。</p> <p>仮設給水栓 <u>又は応急貯水タンク等</u> を設置できないときは、給水車から直接給水する。</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>(5) (略)</p>	<p>公共、民間を明示</p> <p>井戸に関する説明がなかったため追加</p> <p>応急貯水タンク等による対応を追加</p>
<p>震災編 (災害応急対策計画) 第17節</p>	<p>6 食品の配布</p> <p><u>避難班</u> は、避難者等への食品の配布を行う。</p> <p>配分にあたっては、高齢者・障害者・乳幼児・妊産婦・病弱者などの要配慮者を優先する。</p> <p>(略)</p>	<p>6 食品の配布</p> <p><u>避難所運営委員会</u> は、避難者等への食品の配布を行う。</p> <p>配分にあたっては、高齢者・障害者・乳幼児・妊産婦・病弱者などの要配慮者を優先する。</p> <p>(略)</p>	<p>避難所運営委員会が行う旨を明記</p>

	<p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 生活物資（食料等）の搬送、要請 孤立集落への食料、飲料水等の搬送について、道路状況により車での接近が困難な場合等は、必要に応じて、総務班が県へヘリコプターを要請する。また、状況によっては県を通じ自衛隊の協力を要請する。</p> <p>(4) (略)</p>	<p><u>請する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 生活物資（食料等）の搬送、要請 孤立集落への食料、飲料水等の搬送について、道路状況により車での接近が困難な場合等は、必要に応じて、総務班が県へヘリコプターを要請する。<u>さらに、協定に基づきドローン取扱者に協力を要請する。</u></p> <p>(4) (略)</p>	<p>ドローンについて 追記</p>																																								
<p>風水害・火災編 （災害応急対策計画） 第2節</p>	<p>1 風水害における市の配備体制・基準等 風水害における市の配備体制は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="237 754 1037 1437"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> <th>参集職員・場所</th> <th>備考（主な活動等）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2警戒配備 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略) <u>*関係課全職員に一斉メール送信</u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>特別警戒配備 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略) <u>◎本部長が指定した職員</u> ↓ 担当活動を開始。</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	配備体制	配備基準	参集職員・場所	備考（主な活動等）	(略)	(略)	(略)	(略)	第2警戒配備 (略)	(略)	(略) <u>*関係課全職員に一斉メール送信</u>	(略)	特別警戒配備 (略)	(略)	(略) <u>◎本部長が指定した職員</u> ↓ 担当活動を開始。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>1 風水害における市の配備体制・基準等 風水害における市の配備体制は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1059 754 1881 1437"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>配備基準</th> <th>参集職員・場所</th> <th>備考（主な活動等）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2警戒配備 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略) _____</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>特別警戒配備 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略) <u>◎全職員</u> ↓ 担当活動を開始。</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	配備体制	配備基準	参集職員・場所	備考（主な活動等）	(略)	(略)	(略)	(略)	第2警戒配備 (略)	(略)	(略) _____	(略)	特別警戒配備 (略)	(略)	(略) <u>◎全職員</u> ↓ 担当活動を開始。	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>チャットツールを用いる旨後述のため削除</p> <p>全職員対象に修正</p>
配備体制	配備基準	参集職員・場所	備考（主な活動等）																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																								
第2警戒配備 (略)	(略)	(略) <u>*関係課全職員に一斉メール送信</u>	(略)																																								
特別警戒配備 (略)	(略)	(略) <u>◎本部長が指定した職員</u> ↓ 担当活動を開始。	(略)																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																								
配備体制	配備基準	参集職員・場所	備考（主な活動等）																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																								
第2警戒配備 (略)	(略)	(略) _____	(略)																																								
特別警戒配備 (略)	(略)	(略) <u>◎全職員</u> ↓ 担当活動を開始。	(略)																																								
(略)	(略)	(略)	(略)																																								

	<p>*職員の参集と伝達方法</p> <p>_____各部課長は、上記配備基準に従い、所属職員に対し、予め職員毎に定めた連絡方法により、本計画に定めた場所への参集を指示するものとする。</p> <p>指示の伝達方法は_____、固定電話、携帯電話、携帯電話メールを活用する。</p> <p>なお、必要に応じ、総務課は、_____参集情報を伝達するものとする。</p> <p>*当直者による非常伝達と対応</p> <p>当直者は、次に掲げる情報を察知したときは、直ちに総務課・都市建設課_____の担当職員に連絡するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>②水防警報が発令されたとき。</p> <p>当直者から連絡を受けた職員は、直ちに総務課_____に参集し、待機を開始するとともに、次の対応を行う。</p> <p>・所属長及び消防署・関係課の職員に対し_____、電話、携帯メール、FAX等により、警報発令状況を連絡</p> <p>(略)</p>	<p>*職員の参集と伝達方法</p> <p><u>総務課は、各配備基準に到達した場合に、チャットツールを用いて全職員に通知するものとする。</u>各部課長は、上記配備基準に従い、所属職員に対し、予め職員毎に定めた連絡方法により、本計画に定めた場所への参集を指示するものとする。</p> <p>指示の伝達方法は、<u>チャットツール</u>、固定電話、携帯電話、携帯電話メールを活用する。</p> <p>なお、必要に応じ、総務課は、<u>チャットツールを用いて</u>参集情報を伝達するものとする。</p> <p>*当直者による非常伝達と対応</p> <p>当直者は、次に掲げる情報を察知したときは、直ちに総務課・都市建設課<u>・農林課・上下水道課</u>の担当職員に連絡するものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>②水防警報が発令されたとき。</p> <p>当直者から連絡を受けた職員は、直ちに総務課<u>(関係課職員は自席)</u>に参集し、待機を開始するとともに、次の対応を行う。</p> <p>・所属長及び消防署・関係課の職員に対し、<u>チャットツール</u>、電話、携帯メール、FAX等により、警報発令状況を連絡</p> <p>(略)</p>	<p>チャットツールにて通知する旨明記</p> <p>チャットツールを用いる旨明記</p> <p>//</p> <p>担当課の追加</p> <p>参集先の追記</p> <p>チャットツールを用いる旨明記</p>
<p>風水害・火災編 (災害応急対策計画) 第2節</p>	<p>2 災害警戒本部の設置及び運営等</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 組織・運営</p> <p>災害警戒本部の組織・運営は、災害対策本部に準じるものとする。</p> <p>_____</p> <p>(略)</p>	<p>2 災害警戒本部の設置及び運営等</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 組織・運営</p> <p>災害警戒本部の組織・運営は、災害対策本部に準じるものとし、<u>業務継続計画 (BCP) に従い、優先通常業務以外の通常業務は休止も検討し、全庁体制で対応にあたるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>BCP に従う旨、全庁体制で対応する旨を明記</p>

	<p>(2)(3) (略)</p> <p>(4) 本部の運営等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 本部員</p> <p>① 本部員は、<u>次に掲げる職</u>にある者をもって充てる。</p> <table border="1" data-bbox="237 416 1041 612"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>本部員</u></td> </tr> <tr> <td><u>企画政策部長、総務部長、産業建設部長、民生部長、教育委員会事務局長、議会事務局長、会計管理者、消防署長、企画政策課長、総務課長、財政課長</u></td> </tr> </table> <p>② (略)</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>オ 本部員会議</p> <p>① (略)</p> <p>② 本部員会議は、本部員に対し、被害情報及び応急対策実施状況等について報告を求めるとともに、応急対策実施上の重要な事項について協議し、その基本方針を決定する。 _____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p> <p>カ (略)</p> <p><u>キ 腕章の着用</u></p> <p><u>本部長及び本部員は、それぞれ所定の腕章を着用するものとする。</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<u>本部員</u>	<u>企画政策部長、総務部長、産業建設部長、民生部長、教育委員会事務局長、議会事務局長、会計管理者、消防署長、企画政策課長、総務課長、財政課長</u>	<p>(2)(3) (略)</p> <p>(4) 本部の運営等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 本部員</p> <p>① 本部員は、<u>庁議を構成する職</u>にある者をもって充てる。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>② (略)</p> <p>ウ・エ (略)</p> <p>オ 本部員会議</p> <p>① (略)</p> <p>② 本部員会議は、本部員に対し、被害情報及び応急対策実施状況等について報告を求めるとともに、応急対策実施上の重要な事項について協議し、その基本方針を決定する。<u>本部員会議は、原則として定期的を開催し、状況に応じて臨時的に開催するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>カ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>キ 報道対応</u></p> <p><u>報道対応については、原則として本部一括対応とし、個別対応は行わないものとする。本部員会議の協議後、報道機関への一斉配信を原則とする。</u></p>	<p>地震編に合わせて修正</p> <p>定例開催する旨を明記</p> <p>実態に合わせて削除</p> <p>報道対応の方針を明記</p>
<u>本部員</u>					
<u>企画政策部長、総務部長、産業建設部長、民生部長、教育委員会事務局長、議会事務局長、会計管理者、消防署長、企画政策課長、総務課長、財政課長</u>					

<p>風水害・火災編 （災害応急対策計画） 第2節</p>	<p>4 職員の配備 （1）職員の配備 ア 勤務時間内における配備と伝達 ① （略） ② 配備指示の伝達 次の方法により行う。 ・総務課 = 庁内放送、庁内 LAN ・各部局課長＝口頭、庁内電話、携帯電話、携帯電話メール イ 勤務時間外における配備と伝達 ① （略） 総務課は、必要に応じ、携帯電話メールによる伝達を行う。 （略） ② （略） （2） （略）</p>	<p>4 職員の配備 （1）職員の配備 ア 勤務時間内における配備と伝達 ① （略） ② 配備指示の伝達 次の方法により行う。 ・総務課 = チャットツール ・各部局課長＝口頭、庁内電話、チャットツール、携帯電話、携帯電話メール イ 勤務時間外における配備と伝達 ① （略） 総務課は、必要に応じ、チャットツール、携帯電話メールによる伝達を行う。 （略） ② （略） （2） （略）</p>	<p>チャットツールを用いる旨明記</p>
<p>風水害・火災編 （災害応急対策計画） 第10節</p>	<p>2 情報の収集伝達 （1） （略） （2）土砂災害警戒情報等の伝達 市は、土砂災害警戒情報が発令されたときは、該当地区の自主防災組織代表者・自治会長等に電話・携帯電話等で連絡するとともに、周辺住民に対して、防災行政無線、広報車等により、注意を喚起する。また、迅速かつ的確に高齢者等避難・避難指示等の判断を行い、伝達を行うものとする。 （略）</p>	<p>2 情報の収集伝達 （1） （略） （2）土砂災害警戒情報等の伝達 市は、土砂災害警戒情報が発令されたときは、該当地区の地区防災会代表者・自治会長等に電話・携帯電話等で連絡するとともに、周辺住民に対して、防災行政無線、広報車等により、注意を喚起する。また、迅速かつ的確に高齢者等避難・避難指示等の判断を行い、伝達を行うものとする。 （略）</p>	<p>地区防災会に修正</p>
<p>雪害編 （災害応急対策計画）</p>	<p>1 雪害における市の配備体制・基準等 （略）</p>	<p>1 雪害における市の配備体制・基準等 （略）</p>	

急対策計画 第2節	配備体制	配備基準	参集職員・場所	備考（主な活動）	配備体制	配備基準	参集職員・場所	備考（主な活動）	地区防災会に修正
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	地区防災会に修正
				・該当地区自主防災組織代表に連絡 (略)				・該当地区防災会代表に連絡 (略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	地区防災会に修正
				・該当地区自主防災組織代表、自治会長に連絡 (略)				・該当地区防災会代表、自治会長に連絡 (略)	
(略)					(略)				
原子力・その他事故編 第1章第3節	第3 屋内退避、避難収容等の防護活動 1. 2. (略) 3. 避難所等 (略) (1) (略) (2) 避難所等の適切な運営管理 市は、避難所等における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整える。 (3)～(8) (略) 4.～12. (略)				第3 屋内退避、避難収容等の防護活動 1. 2. (略) 3. 避難所等 (略) (1) (略) (2) 避難所等の適切な運営管理 市は、避難所等における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、地区防災会等の協力を得ながら必要な体制を整える。 (3)～(8) (略) 4.～12. (略)				地区防災会に修正